

12
2025

人事・労務に役立つ NEWS LETTER 月刊くろうど



2025年12月号

もくじ

高市総理が政権発足後初めてとなる所信表明演説	・・・ 2
2025年12月2日以降 従来の健康保険証はお使いいただけなくなります	・・・ 3
「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」をオープン	・・・ 4
令和7年の賃上げ 改定率・改定額ともに比較可能な1999年以降で最高	・・・ 5
令和8年春闇の基本構想を公表 賃上げの目安 全体で5%以上（連合）	・・・ 6
フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行から1年 違反が多いのは	・・・ 7
人事労務の統計指標	・・・ 8.9
日本100名城に行こう vol.13 ~掛川城 / 駿府城~	・・・ 10
ゆんたくひんたく	・・・ 11.12
営業日のお知らせなど	・・・ 13



クロウド社会保険労務士事務所

〒720-0067
広島県福山市西町二丁目8-27
ポートビル4F

TEL:084-983-1198
FAX:084-983-1197
e-mail:info@kuroudo-sr.com
<https://www.kuroudo-sr.com>

[今月の NEWS]

高市総理が政権発足後初めてとなる所信表明演説

令和7年10月21日、石破内閣が総辞職し、新たに高市内閣が発足しました。同月24日には、高市総理が、政権発足後初めてとなる所信表明演説を行いました。

高市総理は、「今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作る。そして、日本列島を強く豊かにしていく。世界が直面する課題に向き合い、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。絶対にあきらめない決意をもって、国家国民のため、果敢に働いてまいります」として、演説を始めました。企業実務や社会保障に着目すると、演説の中で、次のような方針が表明されたことが気になるところです。

● 物価高対策について

- 物価上昇を上回る賃上げが必要だが、それを事業者に丸投げしてしまっては、事業者の経営が苦しくなるだけ。継続的に賃上げできる環境を整えることが、政府の役割である。
- いわゆる103万円の壁については、基礎控除を物価に連動した形で更に引き上げる税制措置について、真摯に議論を進める。
- そして、税・社会保険料負担で苦しむ中・低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるようにしなければならない。早期に給付付き税額控除の制度設計に着手する。

● 健康医療安全保障について

- 人口減少・少子高齢化を乗り切るために、社会保障制度における給付と負担の在り方について、国民的議論が必要。超党派かつ有識者も交えた国民会議を設置し、給付付き税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について議論していく。

● 地方と暮らしを守る／人口政策・外国人対策について

- 排外主義とは一線を画すが、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱には、政府として毅然と対応する。政府の司令塔機能を強化し、既存のルールの遵守を求める。

所信表明演説では、新たな政権が目指す重点政策や基本姿勢が示されていますので、全文を一読しておくとよいかかもしれません。

なお、所信表明演説では触れられませんでしたが、高市総理が厚生労働大臣に対し、「心身の健康維持と従業者の選択を前提とした労働時間規制の緩和の検討を行うこと、働き方改革を推進するとともに、多様な働き方を踏まえたルール整備を図ること」を指示したことでも話題になっています。この件についても、動向に注目です。

[今月の NEWS]

2025年12月2日以降 従来の健康保険証はお使いいただけなくなります

協会けんぽ（全国健康保険協会）では、「2025年12月2日以降、従来の健康保険証はお使いいただけなくなります」などとして、健康保険証（被保険者証）が使えなくなることについて、周知を図っています。



もし、従業員から期限切れの健康保険証の取り扱いについて相談を受けた場合は、本人および家族のマイナ保険証または資格確認書をすでに所持していることを確認した上で、期限切れの健康保険証は廃棄するように案内しましょう。

注 健康保険組合にご加入の事業所におかれましては、ご加入の健康保険組合にご確認ください。

協会けんぽからのお知らせ／使用できなくなった健康保険証の取り扱いも案内

2025年12月2日以降、

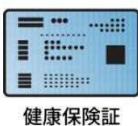
従来の健康保険証はお使いいただけなくなります。



2025年12月1日以前

2025年12月2日以降

どちらも使える期間

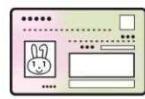


健康保険証



マイナ保険証

マイナ保険証に一本化！



マイナ保険証

※機器の準備が整った医療機関では、スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけます。

※資格確認書をお持ちの場合、資格確認書でも受診できます。

□ 使用できなくなった健康保険証については、ご自身で廃棄してください！

〈補足〉厚生労働省では、切替えに伴う混乱を避けるため、期限切れの健康保険証を持参した場合でも、資格情報が確認できれば、来年3月末までは、保険診療を受けられる特例措置を講ずることを、医療関係団体に周知しています。

「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」をオープン(経産省・中小企業庁)

中小企業庁は、中小企業・小規模事業者による賃上げ・最低賃金引き上げへの対応を応援するため、令和7年10月30に「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を立ち上げました。このサイトの特徴は、賃上げの実現に向けた具体的な方法（次の3つのステップ）が示されている点です。

賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト ／賃上げの実現に向けた具体的な方法

STEP 1 賃上げに必要な人件費の増加分を知る

→ 「人件費増加額シミュレーション」が用意されています。

STEP 2 商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討する

→ 企業収益を可視化・分析できるツール「儲かる経営 キヅク君」のリンクが示されています。このツールは（独）中小企業基盤整備機構が登録不要・無料で提供しています。



STEP 3 賃上げ原資の確保に向けて対策を考える

→ 具体的な課題（「価格交渉・価格転嫁」「売上拡大・生産性向上」「IT活用・省力化」「経営改善・事業再生」「事業承継」）について、それぞれ漫画による進め方のコツ、具体的な事例、相談窓口、関連する補助金などの施策が明記されています。



このサイトでは、関連する補助金や相談窓口などの支援策を示すとともに、今後も最新情報を提供していくこととしています。

世間の動きを踏まえると、賃上げは必ず実行しなければならない課題といえます。このサイトにそのヒントがあるかもしれませんので、チェックしてみてはいかがでしょうか。

お声掛けくださいれば、トップページのURLをお伝えします。

[今月の NEWS]

令和7年の賃上げ 改定率・改定額とともに比較可能な1999年以降で最高(厚労省)

厚生労働省から、「令和7年 賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」が公表されました。その調査結果から、1人平均賃金の改定額及び改定率の推移を紹介します。

《調査の対象》今回公表されたのは、令和7年7月から8月にかけて実施されたもので、常用労働者100人以上を雇用する民間企業のうち、有効回答があった1,847社の調査結果を集計したものです。

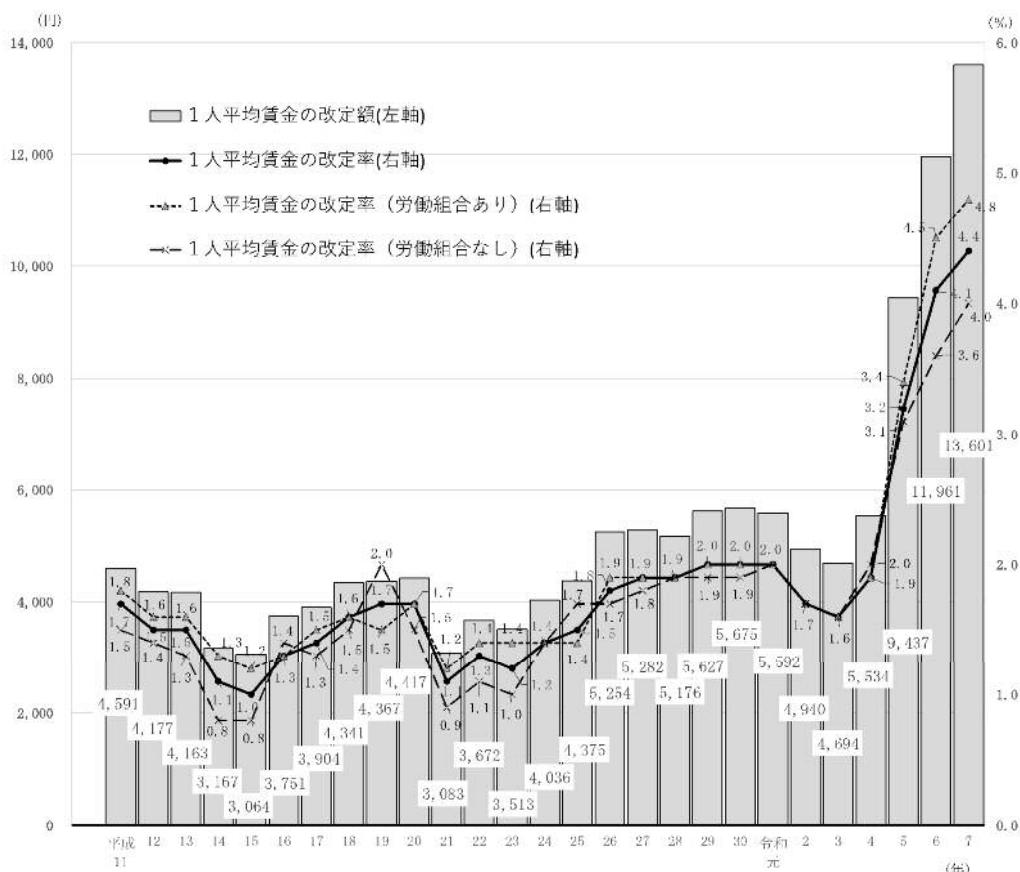
下のグラフをみると、1人平均賃金（所定内賃金の1か月1人当たりの平均額）が、ここ数年で著しく伸びていることが分かります。

令和7年には、改定額・改定率ともに、比較可能な平成11年（1999年）以降で過去最高を記録していますが、

今後も、賃上げの動きが続くのか、動向が注目されています。



令和7年 賃金引上げ等の実態に関する調査 ／1人平均賃金の改定額及び改定率の推移



[今月の NEWS]

令和8年春闘の基本構想を公表 賃上げの目安 全体で5%以上(連合)

連合（日本労働組合総連合会）から、「2026 春季生活闘争 基本構想」が公表されました。

そのポイントを確認しておきましょう。



「2026 春季生活闘争 基本構想」の ポイント

- 連合は、日本の実質賃金を1%上昇軌道に乗せ、これからの中の“賃上げノルム”としていくことをめざす。
- 賃上げがあたりまえの社会の実現に向け、全力で賃上げに取り組み、社会全体への波及をめざす。
- すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」、「底支え」、「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、全体の賃上げの目安は、賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上とし、その実現にこだわる。

- 賃金実態が把握できないなどの事情がある中小労組は、上記目標値に格差是正分1%以上を加えた6%以上・18,000円以上を目安とする。
- 有期・短時間・契約等で働く者の賃金については、雇用形態間格差是正をはかるため、7%を目安に少なくとも地域別最低賃金の引き上げ率を上回る賃金引き上げに取り組む。

早くも、2026（令和8）年の春闘の準備が進められています。

賃上げについて、全体で定昇相当分を含め5%以上、中小は6%以上という目安は、令和7年の基本構想と同じですが、令和8年の基本構想では、初めて、有期・短時間・契約等で働く者の目安（7%程度）が示されたことが話題になりました。

今後の動向に注目です。



[今月の NEWS]

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行から1年 違反が多いのは?(厚労省)

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の施行（令和6年11月1日）から1年を迎えたが、都道府県労働局における令和6年度の法施行状況をみると、特に「ハラスメント対策に係る体制整備義務（法第14条）」と「募集情報の的確表示義務（法第12条）」の違反に関する指導等が多くなっているということです。

厚生労働省では、発注事業者の皆様に、その2点を中心に、改めて法に沿った取組ができているか確認するように呼びかけています。

フリーランスの方に業務委託などを行っている場合は、チェックしておきたいところです。

フリーランス・

事業者間取引適正化等法／

違反に関する指導等が多い規定の概要

ハラスメント対策に係る体制整備義務（法第14条）

発注事業者は、ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備など以下の措置を講じなければなりません。

都道府県労働局における指導等の事例：出版業を営む特定業務委託事業者Cは、自らが出版する雑誌等の編集制作の情報成果物作成、営業促進等の役務提供を特定受託事業者に委託してい

るが、ハラスメント対策に係る体制整備に關し、労働者に対するハラスメント防止規定の整備や相談窓口の設置の措置は講じているところ、特定受託業務従事者を対象とする旨を定めていなかった。

募集情報の的確表示義務（法第12条）

発注事業者は、広告等^①によりフリーランスを募集する際は、その情報^②について、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

*① 広告等とは、(1)新聞、雑誌に掲載する広告、(2)文書の掲出・頒布、(3)書面、(4)ファックス、(5)電子メール・メッセージアプリ等、(6)放送、有線放送等をいいます。

*② 業務の内容、業務に従事する場所・期間・時間に関する事項、報酬に関する事項、契約の解除・不更新に関する事項、フリーランスの募集を行う者に関する事項（名称、住所、連絡先など）

都道府県労働局における指導等の事例：清掃業等を営む特定業務委託事業者Gは、自らが提供する清掃の役務提供を特定受託事業者に委託するため、クラウドソーシングサービス事業者が提供するプラットフォームに募集情報を見載していたところ、誤解を生じさせる表示とならないために必要な情報のうち、業務に従事する場所及び報酬を表示していなかった。

[統計指標]

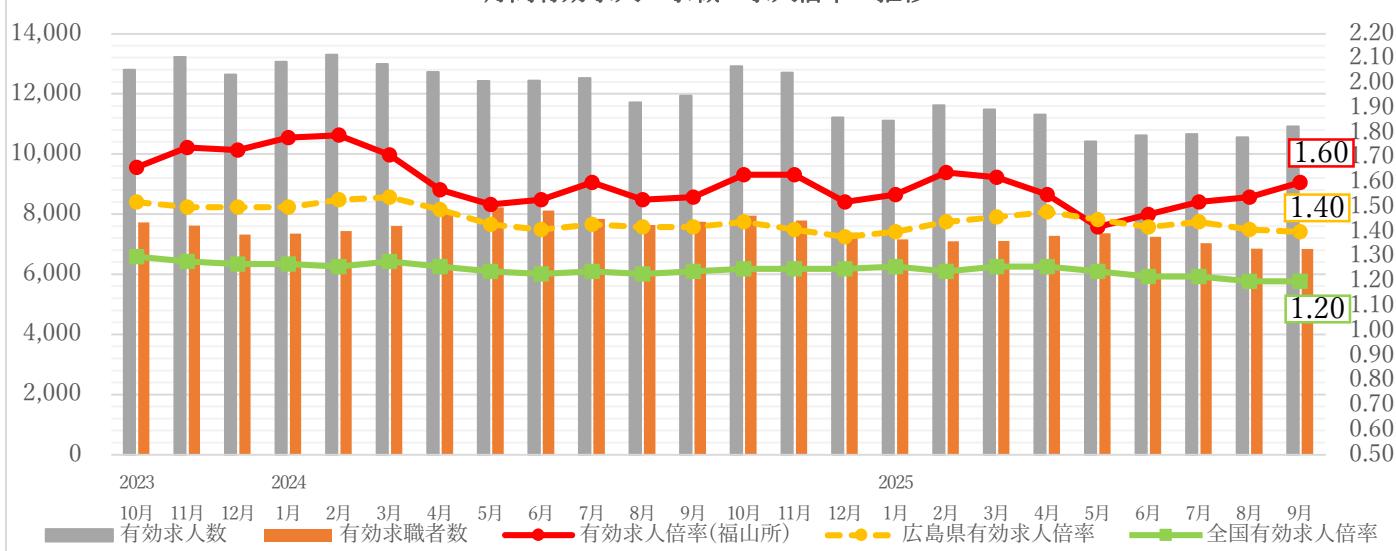
人事労務の統計指標

労働関係指標（2025年9月）

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国 1.20 倍 広島県 1.40 倍 福山市 1.60 倍	有効求人数 全国 2,277,911 人 広島県 59,913 人 福山市 10,913 人	有効求職者数 全国 1,905,976 人 広島県 42,932 人 福山市 6,837 人
--------------------	---------------------------------------	---------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

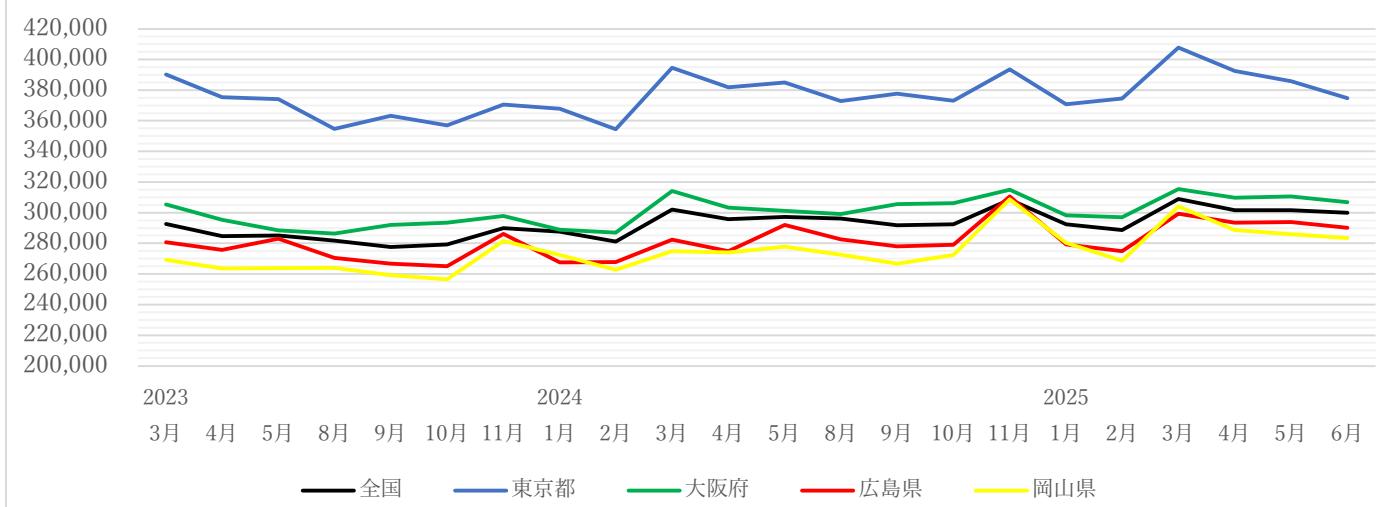
月間有効求人・求職・求人倍率の推移



定期給与 現金給与総額（2025年8月）

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
299,955 円	374,713 円	306,776 円	290,008 円	283,465 円

現金給与総額（5人以上）

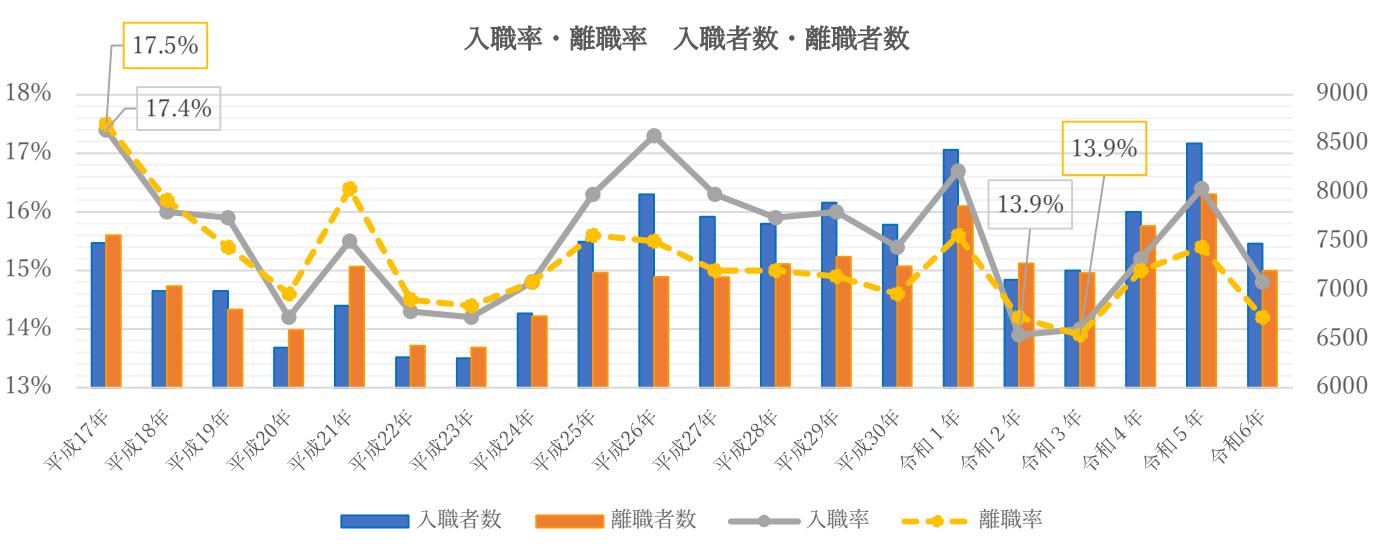


参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省（mhlw.go.jp）他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

[統計指標]

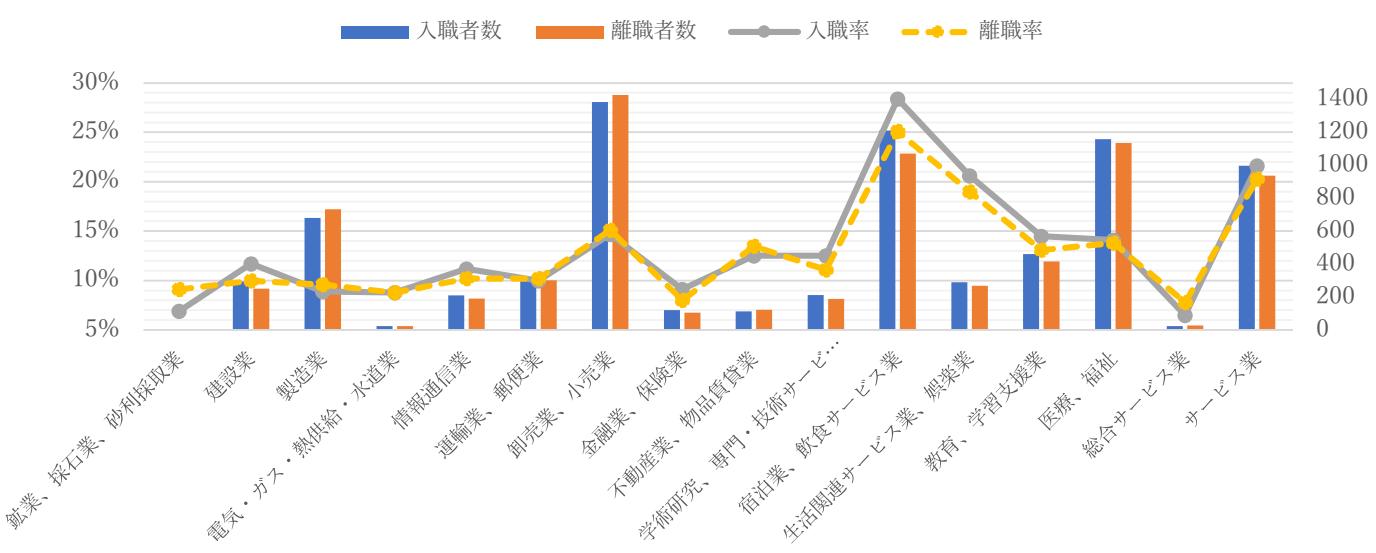
人事労務の統計指標

- 令和6年1年間の入職者数は7,473.7千人、離職者数は7,195.3千人。入職者が離職者を278.4千人上回っている。
- 年初の常用労働者数に対する割合である入職率、離職率をみると、入職率は14.8%、離職率は14.2%で、0.6ポイントの入職超過となった（前年比 入職率+1.6ポイント、離職率+1.2ポイント）。



- 令和6年1年間の労働移動者を主要な産業別にみると、入職者数は「卸売業、小売業」が1,383.6千人と最も多く、離職者数は「卸売業、小売業」が1,427.0千人と最も多くなっている。
- 一般労働者では入職率「宿泊業、飲食サービス業」21.2%、離職率「サービス業（他に分類されないもの）」19.0%、パートタイム労働者では、入職率「宿泊業、飲食サービス業」33.3%、離職率は「宿泊業、飲食サービス業」29.9%が最も高くなっている。

令和5年産業別（入職率・離職率　入職者数・離職者数）



参考：厚生労働省 雇用動向調査結果の概要 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/24->

[歴史探訪]

日本100名城に行こう vol.13

～掛川城 / 駿府城～

【#42 掛川城（静岡県掛川市）】

- ① 天守：三層四階（木造復元）
- ② 城区分：平山城
- ③ 築城年：1512年頃
- ④ 築城者：朝比奈氏、山内一豊
- ⑤ 主な遺構
二の丸御殿/太鼓櫓/霧吹井戸など

今回の名城訪問は掛川城です。
1569年、戦国大名・今川氏が終焉を迎えることになった東海の名城です。

今川氏・徳川氏の後、1590年に豊臣秀吉の直臣・山内一豊が入城します。一豊は大規模な城郭修築を行い、掛川城に初の天守を築き、城下町の整備や大井川の治水工事などにも尽力しました。関ヶ原の戦いの後、一豊は土佐藩の藩主となります。その後、その藩庁・高知城は掛川城を模して築かれたと言われています。

現在の天守は、日本初の木造復元として1994年に市民の熱意と寄付によって再建されました。一豊創建時の姿を忠実に復元しておりますので、高知城と見比べて楽しむなど、見所の多い名城です。



【#41 駿府城（静岡県静岡市）】

- ① 天守：なし
- ② 城区分：平城
- ③ 築城年：1585年
- ④ 築城者：徳川家康
- ⑤ 主な遺構
天守台/石垣/堀など

今回の名城訪問は駿府城です。
江戸時代初期、徳川家康による大御所政治の中心地となった名城です。

将軍職を辞して大御所となった徳川家康は、1607年に少年期を過ごした駿府城に移ります。このとき全国の大名を動員して大修築を行い、わずか3年で三重の堀と二つの曲輪が囲む五重七階の天守を完成させました。

私の訪問時は「駿府城跡天守台発掘調査」の現場が公開されており、廃城となる前の江戸時代の姿を想像させてくれるなど非常に有意義な時間を過ごせました。静岡駅から徒歩15分程度に位置しておりますので、駅前観光と併せて訪問していただきたい名城です。



[coffee break]

ゆんたくひんたく

先日、チャットでもお知らせしておりましたように社会科見学に行ってまいりました。その様子を2回にわたりお伝えしていきたいと思います。

2025年は戦後80年の節目の年ということもあり、今回の訪問先に選んだのは沖縄です。平和祈念公園、国際通り、コザを巡ってきました。

沖縄県は日本で唯一、住民を巻き込んで地上戦が行われた場所です。第二次世界大戦後は、アメリカの統治下に入り、1972年に本土復帰を遂げました。

平和祈念公園は沖縄戦終焉の地となり沖縄本島南部の糸満市摩文仁(まぶに)にあります。広大な公園内には、国立沖縄戦没者苑や各都道府県の慰靈塔・碑があり、戦没者への慰靈を捧げるとともに、平和の石碑・平和祈念堂・平和祈念資料館などを通じて平和の尊さを体感する場所です。

続いて訪ねたのは国際通り。戦後、焦土と化した那覇市内で最初に復興へ進む地域として、「奇跡の1マイル」と称されています。



今回は、国際通りの裏にある「牧志第一公設市場」周辺を探索してきました。公設市場は戦後間もなく頃の自然発生的な闇市が前身で、衛生面の問題などから那覇市が管理をはじめ「牧志第一公設市場」となったそうです。市場は沖縄の食材がずらりと並び、沖縄の食文化を感じられるスポットです。

さうじその周辺の裏公設と呼ばれるエリアには、1,000円で満足できるセルべろ飲食店、や一風変わった店舗が並んでいます。昭和の雰囲気が漂う世界で日本離れた異国情緒を感じさせます。国際通りのキラキラ感とは異なりますが、地元文化をより深く感じられる場所です。

コグは戦後、米軍基地の門前町として栄え、今もアメリカ文化が根強く残る不思議な街です。英字の看板が並ぶメインストリートは思わず、ここが日本であることを疑ってしまうほどです。

戦後の沖縄がくぐり抜けてきた歴史や沖縄が置かれている状況を知るにはうってつけの場所ではないでしょうか。

沖縄の歴史について改めて学び上で、現地を訪れ実際の様子を知ることで、平和の尊さについて考えるきっかけになりました。

次回は、個人的に感激した沖縄の食べ物を中心にお伝えします。

最後になりますが、本年も大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。来年も皆さまのお役に立てるよう、より一層尽力して参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(田部)



[今月のお知らせ]

営業日のお知らせなど

2025

12

December



Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事
カレンダー
12月

12/1

- 職場のハラスメント撲滅月間(～12/31)

12/10

- 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2026/1/5

- 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 10月決算法人の確定申告と納税・2026年4月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)

